

## 福祉協力校福祉教育推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 市内の小・中学校及び高等学校の児童・生徒に社会福祉への理解と関心を高め、思いやりとやさしさを養い社会福祉奉仕の実践力を身につけることを目的に福祉協力校への登録を推進する。

### (福祉協力校の登録)

第2条 福祉協力校に登録を希望する学校は、福祉協力校登録希望調査票（様式第1号）を伊勢市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）に提出し、社協会長が登録を決定した後、福祉協力校登録決定通知書（様式第2号）を送付する。

### (登録期間)

第3条 初回登録から登録の辞退を申し出ない限りは継続登録とする。

### (登録の辞退)

第4条 登録の辞退を希望する学校は、福祉協力校登録辞退届（様式第3号）を社協会長に提出する。

### (福祉協力校への支援)

第5条 社協は福祉協力校の福祉教育ニーズに合わせて、次のコーディネート業務を実施する。

- (1) 福祉教育の相談・計画・連絡調整
- (2) 各種体験教室の開催
- (3) ボランティア活動の参加支援
- (4) ボランティア活動の情報提供
- (5) 社会福祉関係機関・団体との交流

### (福祉教育事業への助成)

第6条 社協は福祉協力校に対し、当該年度の予算の範囲内で福祉教育に要する費用を助成する。

### (助成対象事業)

第7条 福祉教育事業における活動は、それぞれの学校と地域の実情に合わせ、概ね次のような社会福祉に関する活動を行うものとする。

- (1) 福祉講演会の開催や児童・生徒による学校新聞を利用した広報・啓発活動
- (2) 体育祭、文化祭などの学校行事等へ地域の高齢者、障がい児・者等の招待

- (3) 外部講師を招いて社会福祉に関する理解を深める学習・体験活動
- (4) 社会福祉施設等への訪問による利用者との交流や介護等の体験活動
- (5) 児童・生徒による自主的な近隣地域においての各種ボランティア活動
- (6) タウンウォッチング（校区の福祉マップやハザードマップ作り）
- (7) 社会福祉関係行事等への参加
- (8) その他必要な事業

（助成対象費用）

第 8 条 助成対象費用については、別表のとおりとする。

（助成金の申請）

第 9 条 助成を受けようとする福祉協力校は、福祉協力校福祉教育助成金申請書（様式第 4 号）及び事業計画書（様式第 5 号）を期日までに社協会長に提出する。

（助成交付決定）

第 10 条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、第 8 条に定める審査基準を基に審査し適当と認めたときは、福祉協力校福祉教育助成金決定通知書（様式第 6 号）により通知する。

（事業の報告）

第 11 条 助成金の交付を受けた福祉協力校は、事業完了後速やかに福祉協力校福祉教育助成事業報告書（様式第 7 号）および事業報告内訳書（様式第 8 号）ならびに領収書（原本）、写真（実施内容がわかるもの）を添えて、別に定める期日までに社協会長に提出する。

（助成金の返還）

第 12 条 助成金を受けた福祉協力校が、正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) この要綱に定める条件に違反したとき。
- (2) この要綱により社協会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 助成金を目的外に使用したとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

付則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。